

橋本市上下水道事業管理告示第8号

指定工事店の指定の有効期間満了に際し継続して指定しなかったため、橋本市下水道排水設備指定工事店条例（平成18年橋本市条例第201号）第16条第3号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

橋本市長 平木 哲朗

1. 指定番号及び指定工事店名

指定番号	工事店名
26	辻本設備
28	イセワキ住器サービス
37	永井住建
48	曾和住設
151	川崎組
155	株式会社 和歌山水質管理センター かつらぎ営業所
161	株式会社 牧野組
162	シンワ電器住設
183	川崎水道工業所

2. 有効期間満了期日

令和8年3月31日